

【別紙】学校において予防すべき感染症と出席停止期間（令和5年5月8日改訂 太字が改訂箇所）

第一類	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎(ポリオ)		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群(SARS)		
	中東呼吸器症候群(MERS)		
	鳥インフルエンザ(H5N1)		
第二類	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状軽快後1日を経過するまで	
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三類	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸チフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型/E型…肝機能が正常化すれば登校可能。
			B型/C型…出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ		出席可能(タオル、くし、ブラシの共用は避ける)	
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		